

株式会社 NAC 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和元年 7月 1日～令和6年3月30日までの5年間
2. 内容

目標1：労働基準法・育児休業法・雇用保険法に基づく産前産後休業や育児休業給付、休業中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を定期的に継続して行う。

<対策>

- 令和元年7月～ 法に基づく制度の調査
- 令和2年1月～ 制度の周知のため 文書の回覧・掲示を行う

目標2：妊娠中や産前産後休暇、育児休業からの復帰がしやすいよう、相談がしやすい環境をつくる。

<対策>

- 令和元年7月～ 調査、検討の開始
- 令和2年1月～ 相談担当者を決め、従業員に周知を図る